

※本公募は、令和7年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更がありうることに留意ください。

令和7年度における家畜衛生対策事業（我が国のWOAH認定施設活動支援事業）の実施に係る公募要領

1 総則

令和7年度における家畜衛生対策事業のうち、我が国のWOAH認定施設活動支援事業（以下「本事業」という。）の実施に係る公募の実施については、この要領に定めるところによるものとする。

2 公募対象事業

公募の対象となる事業は、本事業とし、その概要は別紙1及び別紙2に定めるとおりとする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、本事業の補助金交付決定の日から令和8年3月31日までとする。

4 応募者の要件等

（1）応募者の要件

本事業に応募することができる者は、国及び地方公共団体を除く法人又は任意団体（会計処理及び意思決定の方法、責任体制等について規約等が整備されているものに限る。以下「民間団体等」という。）であって、別紙1に定める「応募者の要件」のほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 本事業を行う具体的計画及び知見を有し、かつ、本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であること。
- ② 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

また、本事業への応募に当たっては、当該民間団体等の代表者の承認を得た事業代表者を応募者とし、事業代表者は、事業実施期間中日本国内に居住し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を有する者であることとする。

（2）本事業の対象となる取組の要件

本事業の対象となる取組の要件は、別紙1のとおりとする。また、本事業の実施単位は、国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）による認定を受けた疾病又は分野の施設又は機関とする。なお、一つの施設又は機関が複数の疾病又は分野を本事業の対象とすることを妨げず、新たな疾病又は分野で追加の認定を受けようとする場合も対象とする。

ただし、次に掲げる場合には、本事業の対象とはならない。

- ア 同一の提案内容で、本事業以外で補助金等の交付を受けている、又は受ける予定がある場合

イ 本事業による成果について、その利用を制限し、公益の利用に供しない場合

5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、別紙2のとおりとする。なお、本事業を実施する上で必要性が認められない経費は、補助の対象とはならない。

6 補助金の額

本事業においては、令和7年度予算（6,271千円）の範囲内で事業の推進に必要な経費を別紙1に定める補助率により助成するものとする。

なお、補助金の額については、補助対象経費の精査等により補助金交付申請額から減額する場合があるほか、本事業により収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がある。

7 企画書等の作成等

本事業への応募に当たっては、次に掲げる書類（以下「企画書等」という。）を作成し、提出するものとする。

- (1) 本事業に係る企画書（別紙様式1）
- (2) 実施計画書（応募者に関する事項）（別紙様式2）
- (3) 実施計画書（提案内容に関する事項）（別紙様式3）
- (4) 応募者の概要が分かる資料
（民間団体等の概要、定款・規則、役員名簿、過去3年分の決算書等（様式自由））

8 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和7年3月3日（月曜日）18時（必着）
- (2) 企画書等の提出場所及び事業の内容等に関する問合せ

先〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話 03-3502-8295

メールアドレス：animal_health88@maff.go.jp

農林水産省消費・安全局動物衛生課多国間調整班

- (3) 提出部数
 - ・ 本事業に係る企画書 1部
 - ・ 実施計画書（応募者に関する事項） 1部
 - ・ 実施計画書（提案内容に関する事項） 1部
 - ・ 応募者の概要が分かる資料
（民間団体等の概要、定款・規則、役員名簿、過去3年分の決算書等）
をPDF形式で上記メールアドレス宛てへ提出
又は、「農林水産省共通申請サービス」を通じた電子申請により提出
- (4) 提出に当たっての注意事項
 - ・ 提出した企画書等は、変更又は取消しができないこと。
 - ・ 企画書等に虚偽の記載をした場合には、無効となること。
 - ・ 応募者の要件を満たさない者が提出した企画書等は、無効となること。

- ・ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とすること。

9 事業実施主体の採択

(1) 審査の方法

本事業の実施主体の採択に当たっては、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）において応募者の要件を満たすことを確認した後、有識者で構成する「令和7年度我が国のWOAH認定施設活動支援事業選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において（3）の審査の観点に基づき審査する。

なお、審査は、非公開で実施する。

(2) 審査手順

審査は、以下の手順により実施する。

① 書類確認

提出された企画書等について、動物衛生課において、応募者の要件及び企画書等の内容について確認し、必要に応じて問合せを実施する。

なお、応募者の要件を満たしていないものについては、②以降の審査の対象から除外する。

② 書類審査

審査委員会において、書類審査を実施する。

③ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会において、応募者に対するヒアリング審査を実施する。ヒアリング審査を実施する場合には、開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、別途連絡する。

上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

なお、ヒアリング審査に出席しなかった場合には、応募を辞退したものとみなす。

④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施する。

(3) 審査の観点

審査委員会においては、次に掲げる項目を評価し、総合的に判断するものとする。

なお、企画書等の提出から過去3年以内に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）（以下「適化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

① 国の支援の妥当性

- ・ 申請内容は、本事業の目的に沿ったものであるか。

② 実施計画書の妥当性

- ・ 予算計画が具体的であり、かつ、妥当な内容であるか。
- ・ 実施計画書における取組内容が適切であるか。

- ・ 本事業を的確に実施するために実効性のあるスケジュールであるか。

③ 申請経費の妥当性

- ・ 申請経費は、本事業を実施する上で必要不可欠なものであり、かつ、妥当であるか。
- ・ 事業の推進に係る経費が適切であり、効率的なものとなっているか。
- ・ 他の経費で措置されることがふさわしい内容となっていないか。

④ 事業実施体制の妥当性

- ・ 本事業を的確に実施するために必要な実施体制、役割分担及び責任体制が明確になっているか。
- ・ 本事業を的確に実施するために十分な事業管理能力があるか。
- ・ 事業の実施に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有するか。

(4) 審査結果の通知等

審査の結果（採択及び不採択）については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募者に対し通知する。

なお、採択された実施計画書については、事業の実施に当たって検討すべき事項や遵守すべき事項等に係る意見が付されるほか、補助対象経費の額について査定する場合がある。

10 事業実施主体に係る責務等

審査の結果、本事業の実施主体となった民間団体等（以下「事業実施主体」という。）は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、本事業全体の進行管理、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般についての責任を有する。

(2) 補助金の交付申請等

事業実施主体は、「食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱」（以下「要綱」という。）に定めるところにより要綱別記様式第1号による交付申請書を農林水産大臣宛てに提出し、農林水産省からの補助金の交付決定を受けて本事業を実施するものとする。

なお、補助金の交付決定に当たっては、採択時に示された審査委員会の意見等に基づいて実施計画書の内容を修正する場合があるほか、補助対象経費の額については、この修正等を踏まえ査定する場合がある。

(3) 補助金の経理管理等

- ① 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、適化法に基づき、適正に執行するものとする。
- ② 農林水産省においては、要綱に定めるところにより事業実施主体から提出された要綱別記様式第7号による実績報告書を審査した上で、本事業が適正に執行されたことを確認し、補助金の額を確定する。審査結果によっては、補助金を減額する場合がある。

③ 補助金の交付を受けるまでは、事業実施主体による立て替えで対応するものとする。

④ 事業実施主体は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を本事業の終了後5年間保存するものとする。

(4) 事業成果の報告等

本事業による成果については、事業実施主体は、本事業の終了後に、農林水産省消費・安全局長に対し、必要な報告を行うものとする。また、当該事業成果については、事業報告書等による公表のほか、広く普及・啓発に努めるものとする。

なお、新聞、図書、雑誌等への事業成果の公表に際しては、農林水産省の補助事業であることを必ず明記し、また、公表した資料を動物衛生課に提出するものとする。

(5) 事業の委託

第三者に委託することが必要かつ合理的であると認められる場合に限り、本事業の一部を第三者に委託して行わせることができる。

ただし、本事業の基本となる部分を委託して実施することは認めないものとする。

(6) 守秘義務

事業実施主体は、本事業の実施により得られた個人情報等の秘密について、本事業の実施後も含め、他に漏らしてはならないものとする。

(7) その他

応募内容に偽りがあった場合には、採択を取り消す場合がある。

公募対象事業（我が国の WOAH 認定施設活動支援事業）の概要（補助率及び補助対象経費を含む。）

公募対象事業	応募者の要件	本事業の対象となる取組の要件	補助率	補助対象経費（注）
我が国の WOAH 認定施設活動支援事業 （連絡先） 農林水産省消費・安全局 動物衛生課多国間調整班 Tel 03-3502-8295	本事業に関する知見を有し、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有し、本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であること。 本事業の対象となる WOAH 認定施設等は、次に掲げるいずれかとする。 WOAH による認定を受けた （１）リファレンスラボラトリー （２）コラボレーションセンター （３）牛疫ウイルス保持施設	本事業は、WOAH 認定施設等における国際的な診断技術水準の向上への取組等の活動強化の推進及び診断・検査体制への信頼性の向上の取組等を支援する事業である。公募の対象となる取組及びその要件は以下のとおりとする。 なお、応募者は WOAH による認定を維持する意志を有する必要があることとする。 ＜本事業の対象となる取組＞ （ア）ISO17025 等品質管理及び技術能力に係る認定取得 診断又は検査法にかかる品質保証の一環として、ISO17025 の認定又はそれと同等の認定（以下「ISO17025 等」という。）を取得する。 （イ）検査機器等の整備及び精度管理 ISO17025 等の認定取得及び維持に必要な検査関連機器等の校正・整備及び精度管理を行う。 （ウ）WOAH 認定施設等間の連携強化 諸外国における WOAH 認定施設等との連携の強化を目的として、我が国の WOAH 認定施設等の専門家を諸外国に派遣する、又は諸外国の WOAH 認定施設等の専門家を招へいする。 （エ）WOAH 認定施設等によるセミナー等の開催 諸外国における家畜衛生の診断技術水準の向上、WOAH 認定施設等との連携体制の強化等を目的としたセミナー等を開催する。 （オ）検査技能向上支援の実施 WOAH 認定施設等として、国内外における他の診断施設に対し、検査技能向上のため、外部精度管理等を行う。 （カ）診断協力の実施 WOAH 認定施設等として、諸外国で発生した疾病へ	定額	認定取得費、機器整備費、セミナー等開催費、検査等関連費など。

		の診断協力を通じ、国際的な防疫体制の強化に貢献するため、海外の検体の検査を実施する。		
--	--	--	--	--

注：補助対象経費の内容については、別紙 2 を参照すること。

(別紙 2)

我が国の WOAH 認定施設活動支援事業の補助対象経費の内容について

経費区分		内容
(ア) ISO17025 等品質管理及び技術能力に係る認定取得 (イ) 検査機器等の整備及び精度管理	認定取得費	WOAH による認定に必要な診断又は検査法を対象に、ISO17025 等を取得するための審査料及び審査付帯費用（審査員旅費等）に係る経費
	機器等整備費	ISO17025 等の取得に必要な検査関連機器等の校正・整備及び精度管理のための経費
(ウ) WOAH 認定施設等間の連携強化	セミナー等開催費	会場賃借料、資料印刷費等
(エ) WOAH 認定施設等によるセミナー等の開催	旅費及び滞在費	専門家派遣又は招聘旅費及び滞在費
	謝金及び日当	専門家への謝金及び日当
	印刷費	報告書等作成費
	その他本事業に直接必要な経費	上記の他、本事業を実施する上で直接必要となる経費
(オ) 検査技能向上支援の実施 (カ) 診断協力の実施	賃金及び通勤手当等	本事業に係る検査、各種集計、発注事務等を補佐するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）、通勤手当、保険料、その他諸手当 （注）賃金の単価の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
	検査等関連費	本事業に係る検査、診断協力を実施するために必要な試薬、消耗品、設備等に係る経費
	検体送付費	本事業に係る検体等を輸送するための経費
	その他本事業に直接必要な経費	上記の他、本事業を実施する上で直接必要となる経費